

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年3月30日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【ガレキ類一時保管エリアW2における高線量(ベータ線)汚染物の確認について】</p> <p>当社社員が2021年3月2日に発生した物揚場排水路に設置している簡易放射線検知器の高警報について、原因調査を行なったところ、当該排水路の上流にあるガレキ類一時保管エリアW2の地表面上においてベータ線の値が高いゲル状の塊を発見。</p> <p>また、ゲル状の塊が発見された付近に保管していたコンテナ1基の側面下部が一部腐食していることを確認し、腐食部を補修。</p> <p>当該コンテナの蓋を開け、上部より内容物を確認した結果、震災後の作業で発生したウエス(布や紙)や養生シート、樹脂製配管等の廃棄物がビニール養生された状態で保管され、70μm線量当量率において、10mSv/hの線量を確認した。このことから、当該コンテナには、70μm線量当量率の高い廃棄物も保管されているものと推定。</p> <p>ゲル状の塊、および当該エリアW2のベータ線の値が高い地点の土を回収し、周辺の地表面上へ除染材(塗膜剥離型除染材)の塗布、シート養生、および土のうを設置済み。</p> <p>以上の状況から、コンテナ内に保管されていた廃棄物がコンテナの外に流出した可能性は否定できないものと推定。今後、当該エリアW2に保管していたコンテナの内容物の確認、およびゲル状の塊の成分分析を行なうとともに、高警報が発生した原因調査を継続して行う。</p> <p>本不適合は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に基づき制定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条第11号「発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等(気体状のものを除く)が管理区域内で漏えいしたとき。」に該当すると判断。</p>	G I	3月25日
2	<p>【陸側遮水壁設備の冷凍機他年次点検における着手時期の不備について】</p> <p>当社社員が陸側遮水壁設備の冷凍機他年次点検委託業務の検収日に、工事報告書を確認したところ、工期外に作業が行われていることを確認。</p> <p>当社社員が、元請企業より工期前倒しの相談を受け、関係個所へ相談したが不可だった。</p> <p>当社社員が、冷凍機に係る高圧ガス保安法に基づく定期自主検査のための機器点検完了が検査期限ぎりぎりになると判断し、点検作業の工期前着手を依頼したものの、今後、再発防止対策を検討。</p>	G II	3月25日
3	<p>【協力企業作業員の管理区域立入許可証の一時不携帯について】</p> <p>協力企業作業員が、トラックによる構内への廃棄物運搬作業終了後、車両サーベイ時にサーベイ要員より管理区域立入許可証の提示を求められ、不携帯を指摘された。立入許可証、電子式線量計、ガラスバッジは携帯していた。</p> <p>原因は、着替え所で一般作業服に着替えた際、管理区域立入許可証を誤って、共同作業員の持つカバンに入れてしまったもの。</p> <p>当事者は、共同作業員に管理区域立入許可証を届けてもらい退域。</p> <p>今後、再発防止対策を検討。</p>	G III	3月26日
4	<p>【6号機電気品室空調設備空気冷却器(A系)の冷却水系統の詰りについて】</p> <p>当社社員が6号機電気品室空調設備空気冷却器(A系)点検終了後の冷却水系統への水張り作業において、系統内最上部に設置している空気抜き弁を開け、水の排水確認を行ったが、排水されないことを確認。</p> <p>同冷却器(B系)の水張り時間と比較し、長時間がかかっていることより、冷却水系統内で詰りがあるものと判断し、水張りを中止した。</p> <p>今後、調査後に、点検、修理予定。</p> <p>現在、空気冷却器(B系)が運転中であり、換気には影響なし。また、空気冷却器(B系)がトラブル等で停止した場合には、スポットクーラー等で換気予定。</p>	G III	3月24日
5	<p>【5号機使用済燃料プール冷却浄化系ポンプ(A)(B)空気抜き弁の閉固着について】</p> <p>当直員が原子炉系弁点検終了後の5号機使用済燃料プール冷却浄化系への水張り作業において、系統内の水張り状況確認のため、使用済燃料プール冷却浄化系ポンプ(A)(B)本体の各空気抜き弁の開操作を行なったところ、閉状態で固着していることを確認。他の空気抜き弁を開操作し水張り状況を確認した。</p> <p>当該弁は通常時、閉運用のため、系統の運転機能には影響なし。</p> <p>今後、点検、修理予定。</p>	G III	3月26日

番号	不適合内容	グレード	発見日
6	<p>【工事用機材仮置表示の期限切れについて】 原子力保安検査官より6号機原子炉建屋オペフロ北側の工事用機材仮置表示の仮置き期間が過ぎているとの気づき事項の連絡を受けた。 原因は、当初計画の工程に合わせた仮置期間で工事用機材仮置表示を申請していたが、その後、工期変更に伴い仮置期間の再申請を行ったものの、誤って当初計画の仮置期間で申請した表示を掲示してしまったものと判明。 工期変更に伴い再申請した工事用機材仮置表示に交換済み。 今後、再発防止対策を検討。</p>	GⅢ	3月25日